

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：青森市水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（水道事業）		
事業開始年月日	M42.12.6	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	青森市	職員数（H23.4.1現在）	154
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上（年度）
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	68円（H21年度）	財政力指数	0.562（H21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	資本不足無し	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	89.9（H21年度）	実質公債費比率（％）	13.8（H22年度）
		将来負担比率（％）	160.8（H21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
該当なし
〔合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：青森市、浪岡町〕
市町合併と同時に旧青森市水道事業会計と旧浪岡町水道事業会計を統合しました。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画(水道事業会計)
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	青森市公営企業管理者企業局長 工藤義次
既存計画との関係	青森市財政プラン2011（平成23年度～平成27年度）の年次修正版
公表の方法等	原則ホームページで公表。
基本方針	既に策定済みの「青森市財政プラン2011」（平成23年3月議会へ説明済み。）において、「青森市新総合計画-元気都市あおもり 市民ビジョン-」（平成23年2月策定）の着実な推進をするため、単年度収支均衡・財源調整のための基金を一定額確保・将来負担に配慮した市債発行と公債費償還の適正化を行い、具体的には、「徹底した行財政改革」「公債費の適正化」「管理経費の削減」を実施することとしていることから、この考えを継承し、更なる改善計画として目標を修正することで対応することとします。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	435,485.9			435,485.9
	補償金免除額	69,113.6			69,113.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	110,913.3	(80,707.0)		110,913.3

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)  
 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業債	435,485.9			435,485.9
合 計 (A)		435,485.9			435,485.9
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		435,485.9			435,485.9

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業債	110,913.3	80,707.0		191,620.2
合 計 (A)		110,913.3	80,707.0		191,620.2
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		110,913.3	80,707.0		191,620.2

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## 財務状況の分析

区 分	内 容														
財務上の特徴	<p>累積欠損金もなく、総収支比率、経常収支比率、営業収支比率、料金回収率のいずれも100%を超え、繰入金比率も低いことから独立採算による経営を実施出来ています。</p> <p>当座比率（524.0%、H20）は全国平均（373.5%、H20）を上回っていることから、短期債務に対する支払能力は確保されており、固定資産対長期資本比率（94.0%、H20）については全国平均（92.4%、H20）を若干上回っているが100%以下であり、投資が自己資本の枠内に収まっていることから、長期的にも安全であるといえます。</p> <p>以上のことから、現在の財務状況は比較的良好であるといえますが、近年、給水人口の減少や節水器具の普及、利用者の節水意識の高まり等により料金収入の減少傾向が続いている中でも、老朽化した施設の更新・耐震化事業を継続的に実施しており、今後も計画的に取り組んでまいります。</p>														
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題</td> <td>経営の効率化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">料金収入が減少を続ける中で、人件費の削減や、維持管理経費の削減などの更なる経営の効率化が必要です。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td>老朽化施設、耐震化への対応</td> </tr> <tr> <td colspan="2">老朽化した施設の更新や耐震化事業が課題となっております。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題	経営の効率化	料金収入が減少を続ける中で、人件費の削減や、維持管理経費の削減などの更なる経営の効率化が必要です。		課 題	老朽化施設、耐震化への対応	老朽化した施設の更新や耐震化事業が課題となっております。		課 題		課 題		課 題	
課 題	経営の効率化														
料金収入が減少を続ける中で、人件費の削減や、維持管理経費の削減などの更なる経営の効率化が必要です。															
課 題	老朽化施設、耐震化への対応														
老朽化した施設の更新や耐震化事業が課題となっております。															
課 題															
課 題															
課 題															
留意事項															

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位 :%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率 (%)	104.0	105.1	107.5	110.0	111.3	104.3	103.1	101.6	104.2	102.7
資本費 (円又は%)	82	78	71	68	66	68	68	67	67	68
総収支比率 (法適用) (%)	105.9	106.0	108.5	111.4	112.9	105.2	104.3	102.8	105.3	103.8
経常収支比率 (法適用) (%)	106.9	106.6	108.7	111.7	113.8	105.6	104.6	103.1	105.7	104.2
営業収支比率 (法適用) (%)	125.2	121.6	117.8	120.1	121.9	112.8	111.3	109.3	112.4	110.7
累積欠損金比率 (法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率 (法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)				0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	うち基準内繰入金 (%)				0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	うち基準外繰入金 (%)									
	資本的収入分 (%)									
	うち基準内繰入金 (%)									
	うち基準外繰入金 (%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価<sub>1</sub> / 給水原価<sub>2</sub> × 100

1 供給単価 (円/? ) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円/? ) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ)) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金収入については、H12年度をピークに減少傾向にあり、主な要因として給水人口の減少が挙げられるが、今後の青森市の将来推計人口も減少が見込まれており、その減少率0.35～0.59%に比例した水道料金及び有収水量を見込んでいます。</p> <p>料金設定については、H17.4.1の市町合併の経過措置として、旧市町の青森地区・浪岡地区で料金制度が分かれ、家庭用13m<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>・10?の利用料は青森地区1,239円、浪岡地区2,220円となっており、早期の料金制度統一を検討していますが、現在のところ調整中であるため、収支見通しは現行の料金制度で見込んでいます。</p> <p>なお、青森地区の料金水準は家庭用10?の利用料の比較で、全国平均1,485.9円を下回り、給水人口30万～50万規模の団体平均1,144.8円を若干上回っています。青森県内8市の中では三沢市1,030円に次ぎ2番目、東北県庁所在地の中では2番目の秋田市1,312円を上回り1番目の廉価な料金水準となっています。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>本市水道事業では、「水源開発に要する経費」と「広域化対策に要する経費」を繰入金対象とし、H17年度まで一般会計より繰入が行われていましたが、本市の行財政改革プログラム（H18年度～H22年度）の水道事業会計支出金の見直しにより、H18年度予算編成時に協議の結果、全額カットを受け入れている状況にあり、今年度以降の収支計画においてこれらの経費の他会計繰入金は見込んでいません。</p> <p>ただし、水道事業においては、「平成23年度の地方公営企業繰出金について」どおり支出されるべきものと考えているため、今後も毎年度の当初予算編成時において、水道事業会計の財政状況を勘案の上、決定することとなっています。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>H23～27年度の大規模投資として、横内浄水場の更新事業費1,197百万円、堤川浄水場の配水池増設事業費635百万円、配水管整備・更新事業費6,980百万円を見込んでおり、その財源としては企業債及び自己資金で賄うこととしています。新規企業債発行額はH23～27年度で3,900百万円を見込んでいます。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>職員給与費は、基本給とその他についてはH23年度と同額とし、退職手当についてはH23年度配置職員の退職見込に基づき計上しました。経費は、動力費・材料費は同額とし、その他についてはH23年度以降-0.4%とし、修繕費については同額としました。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容																																																
1 経常経費の見直し																																																		
定員管理		<p>これまでも機構改革や外部委託の実施などにより、人員の削減に努めてまいりましたが、今後も本市の行財政改革プログラム（H18年度～H22年度）に基づいた定員管理の適正化に努めており、実績については集中改革プラン（H19.4.1現在）に掲げた目標数値を達成しております。</p> <p>集中改革プラン（17年度～21年度） 159名 156名          公営企業健全化計画（19年度～23年度）159名 161名          また、実績と今後の数値目標は右表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1400 252 1827 384"> <thead> <tr> <th colspan="6">年度当初人員数</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>155(-4)</td> <td>153(-2)</td> <td>147(-6)</td> <td>146(-1)</td> <td>143(-3)</td> </tr> <tr> <td>再任用職員数</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>144(1)</td> <td>142(-2)</td> <td>141(-1)</td> <td>141(0)</td> <td>141(0)</td> </tr> <tr> <td>再任用職員数</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>管理者除く</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>( )内前年比増減数</td> </tr> </tbody> </table>	年度当初人員数						年度	18	19	20	21	22	職員数	155(-4)	153(-2)	147(-6)	146(-1)	143(-3)	再任用職員数	5	5	7	9	9	年度	23	24	25	26	27	職員数	144(1)	142(-2)	141(-1)	141(0)	141(0)	再任用職員数	9	11	12	12	12	管理者除く					( )内前年比増減数
年度当初人員数																																																		
年度	18	19	20	21	22																																													
職員数	155(-4)	153(-2)	147(-6)	146(-1)	143(-3)																																													
再任用職員数	5	5	7	9	9																																													
年度	23	24	25	26	27																																													
職員数	144(1)	142(-2)	141(-1)	141(0)	141(0)																																													
再任用職員数	9	11	12	12	12																																													
管理者除く					( )内前年比増減数																																													
給与のあり方																																																		
給与と構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>これまでも企業手当の削減や管理職手当の支給率引下げに取り組んできましたが、今後も引き続き市職員の枠組みに沿い、給与の適正化に努めます。</p> <p>官民の給与格差に基づく給与改定（平成22年度～）          平成22年度の人事院勧告を受け、職員の給与について改定率0.22%の引下げを実施しました。          給与体系の見直し（平成18年度～）          平成17年度の人事院勧告を踏まえ、給料表の水準を平均4.8%引下げ、給料支給総額の抑制を図るなど、給与体系を見直しました。</p> <p>特別職の給与・退職手当の見直し（平成18年度～）          特別職の給料月額を従来からの2倍に10%削減するとともに、削減後の給料月額に基づき算定した退職手当を50%削減しました。</p> <p>管理職の給料の見直し（平成18年度～）          管理職の給料月額について、部長級では5%、次長級では4%、課長級では3%の削減をしました。          管理職手当の削減（平成16年度）          管理職手当の支給率を部長級では3%、次長級では2%、課長級では1.2%、補佐級では1.0%削減しました。          特殊勤務手当等の見直し（平成16年度～）          企業手当について平成16年度から毎年2,000円づつ段階的に削減して参りましたが、平成19年度に廃止し交代夜間勤務手当・危険作業手当等の特殊勤務手当を見直しすることで、年間 12,850千円を削減しました。</p>																																																
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当職員なし。																																																
退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特別昇給制度の廃止（平成17年度～） 退職手当額に反映されることとなる退職時の特別昇給制度を廃止しました。																																																
福利厚生事業のあり方		水道部職員互助会への事業交付金の廃止（平成22年度～） 経費節減のため、互助会への福利厚生事業に対する事業交付金を廃止しました。																																																
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>車両管理の一元化（平成15年度～）          各課に配属していた車両を稼働率の向上と効率的運用に供するため、車両予約制の集中管理とし、車両台数を大幅に減じ経費節減に努めました。 16台 年間 5,560千円          管理者専用の公用車の廃止（平成16年度～）          管理者専用公用車を廃止し、タクシー利用に切替、車両維持費、及び運転手分経費を削減しました。 年間 2,638千円          外部委託の見直し（平成16年度～）          道路漏水時の立会い、バルブ調査、配管図面整理等の補助員としての委託業務を機構改革により現行人員で対応することとし委託料を削減しました。 年間 5,240千円          中央配水所の廃止（平成19年度～）          堤川浄水場の配水運用形態を見直し、老朽化した中央配水所を廃止することにより、施設更新費用や管理委託費用などの維持管理費を削減しました。</p> <p>削減できる維持管理費は、水づくりにかかる費用（薬品費等）を除いた建物等の維持管理費用です。          既存設備を有効に活用することにより、廃止に伴う新規の配水管等の設備投資は行いません。          施設更新費用減価償却費相当額 年間 58,000千円 維持管理費 年間 14,000千円 合計年間 72,000千円</p>																																																
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>給水審査業務の外部委託の実施（平成16年度～）          給排水装置工事の申請の受付や審査業務を一元化して外部委託することにより経費の削減、業務の簡素化及び市民、施工業者の利便性の向上を図りました。 年間 21,546千円          給水検査業務の外部委託の実施（平成18年度～）          委託内容の範囲を拡大し、給水装置工事の完成検査業務についても外部委託を実施しました。 年間 16,597千円</p>																																																



経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容												
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保														
料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		<p>水道料金収入は平成12年度をピークに減少傾向ではありますが、経費の節減等により収益的収支での黒字経営が続いております。</p> <p>料金水準は、現在、合併前の料金制度を継続した2制度となっており、料金収入の9割以上を占める青森地区の料金水準は、県内の市では2番目に低く、東北の県庁所在地の中では1番目に低い一方で、浪岡地区については県内の市や東北の県庁所在地の中でも高い水準にあります。人口30万～50万人の全国水準との比較においては両地区とも平均を上回っており、著しい低水準にあるとはいえない状況にあります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口30～50万人未満</th> <th>青森市</th> <th>全国平均</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森地区</td> <td>1,239</td> <td>1,145</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>浪岡地区</td> <td>2,220</td> <td>1,145</td> <td>1,075</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>（社団法人 日本水道協会 平成22年4月1日現在 水道料金表より）</small></p>	人口30～50万人未満	青森市	全国平均	差額	青森地区	1,239	1,145	94	浪岡地区	2,220	1,145	1,075
人口30～50万人未満	青森市	全国平均	差額											
青森地区	1,239	1,145	94											
浪岡地区	2,220	1,145	1,075											
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入														
経営健全化や財務状況に関する情報公開		<p>財務情報、予算・決算の状況については、年2回発行の水道事業広報誌「水道だより」により、全戸配布しています。また、同様の内容を水道事業のホームページで公表しています。</p> <p>定員管理の状況や給与情報の公開に関しては、国の通知に基づいた形式により青森市のホームページで公表しており、これらについては、今後も継続して参ります。</p>												
行政評価の導入		青森市で取り組んでいる「行政評価システム」を一部適用し、分析・評価・検証内容をHP上で公開しています。												
4 その他		施設整備計画に基づいて効率的に老朽化した施設の更新や耐震化事業を行っています。												

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	<p>経営の効率化 定員管理 既に公営企業健全化計画の目標数値を達成しているため、今後も目標数値を維持します。 給与構造の見直し 企業手当の削減等を実施していますので、今後も給与の適正化に努めます。 退職時特昇等退職手当のあり方 特別昇給制度を廃止しました。 福利厚生事業のあり方 経費節減のために、水道部互助会への事業交付金を廃止しました。 維持管理費等の縮減その他経営の効率化に向けた取組 車両管理の一元化や外部委託の見直しを図り、経費削減に努めています。 指定管理者制度の活用等民間委託の推進 給水審査・給水検査業務の外部委託を実施して、経費削減に努めています。 料金水準が著しく低い団体について 市町合併後に合併前の料金制度を継続しているため、料金統一に向けて取り組んでいます。 老朽化施設、耐震化への対応 緊急性や重要性の高い事務事業を優先・厳選して、経営の安定を保ちます。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	<p>今後の水需要に見合った施設運用の再編を検討し、更なる経営の効率化を進めます。</p>

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。



(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)  
経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	310	307	306	304	302	300	299	298	297	296
年間総有収水量 (千?)	32,193	32,080	31,178	31,106	31,311	30,148	30,027	29,907	29,787	29,668
公称施設能力 (? / 日)	183,993	177,993	177,993	177,993	177,993	177,993	177,993	177,993	177,993	177,993
1日最大配水量 (? / 日)	117,761	111,191	106,544	106,588	113,642	105,737	105,314	104,893	104,473	104,055
最大稼働率 (%)	64.0	62.5	59.9	59.9	63.8	59.4	59.2	58.9	58.7	58.5
供給単価 (円/?)	191	192	192	192	192	193	194	194	194	194
給水原価 (円/?)	184	183	178	174	173	185	188	191	186	189

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

青森市の6地区の簡易水道事業は、既に条例で地方公営企業法を適用し、経営及び料金体系並びに維持管理において上水道事業と一体の経営をしており、国のすすめる簡易水道統合計画に合致しておりますので、現状のままといたします。